

報道機関各位

企画政策課企画係

タイトル 東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定（案）のパブリックコメント（意見募集）の実施について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定（案）のパブリックコメント（意見募集）
日時	令和6年6月13日（木）～7月12日（金）
場所・住所	
<p>趣旨・目的（PRしたいこと）</p> <p>【趣旨】</p> <p>東備西播定住自立圏圏域バス運賃の改定にあたり、広く市民の皆さまからご意見を伺うため、改定（案）を公表し、パブリックコメント（意見募集）を実施します。</p> <p>【内容】</p> <p>募集期間：令和6年6月13日（木）～7月12日（金） （郵送の場合、締切当日消印有効）</p> <p>改定（案）の閲覧場所：東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ（ともりんく） 企画政策課、各地区公民館（9カ所） 外</p> <p>提出できる人：赤穂市・備前市・上郡町内に在住、在勤、在学の人 赤穂市・備前市・上郡町内に事務所や事業所等がある法人、団体</p> <p>提出方法：改定（案）に対するご意見と住所、氏名（フリガナ）または団体名（代表者名を含む）、電話番号をご記入のうえ、持参（開庁日の午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く））、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。書式は自由です。</p> <p>その他、詳細は別紙をご参照ください。</p>	
問い合わせ先	<p>部課係名：市長公室企画政策課</p> <p>担当者名：古谷、深澤</p> <p>電話：0791-43-6867（内線 2458、2453）</p> <p>FAX：0791-43-6822</p>

○添付資料 有 無 ○ホームページへの掲載 有 無 ○議会報告 有 無

東備西播定住自立圏圏域バス運賃改定(案)について パブリックコメント(意見募集)を実施します

募集期間 令和6年6月13日(木)
～令和6年7月12日(金)

(郵送の場合、締切当日消印有効)

東備西播定住自立圏圏域バスの運賃改定にあたり、広く市町民の皆さまからご意見を伺うため、改定(案)を公表し、パブリックコメント(意見募集)を実施します。

■改定(案)の閲覧場所	▽東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ(ともしんく) ▽赤穂市役所4階企画政策課 ▽備前市役所3階交通政策課 ▽上郡町役場3階企画広報課 ▽赤穂市内各地区公民館(9カ所) ▽備前市内各総合支所(3カ所)及び紅葉会館、三国出張所、吉永病院 ▽上郡町生涯学習支援センター、上郡町内各地区公民館(7カ所)
■提出できる人	▽備前市内、赤穂市内、上郡町内に在住、在勤、在学の人 ▽備前市内、赤穂市内、上郡町内に事務所や事業所等がある法人、団体
■提出方法	改定(案)に対するご意見と住所、氏名(フリガナ)または団体名(代表者名を含む)、電話番号もしくはFAX番号をご記入のうえ、次のページに記載の提出先まで持参(開庁日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く))、郵送、FAX、メールのいずれかの方法により提出してください。 書式は自由です。 ※住所・氏名等を明記しないご意見については、パブリックコメントとして取り扱うことができませんので、ご注意ください。

<p>■ご意見の取り扱い</p>	<p>提出いただいたご意見の概要と検討結果については、次の場所で公表します。※内容が類似する意見は、取りまとめて公表することがあります。</p> <p>▽東備西播定住自立圏形成推進協議会ホームページ(ともしんく)</p> <p>▽赤穂市役所4階企画政策課・備前市役所3階交通政策課・上郡町役場3階企画広報課</p> <p>▽赤穂市内各地区公民館(9カ所)</p> <p>▽備前市内各総合支所(3カ所)及び紅葉会館、三国出張所、吉永病院</p> <p>▽上郡町生涯学習支援センター、上郡町内各地区公民館(7カ所)</p> <p>なお、ご意見をいただいた方の住所、氏名または団体名、電話番号もしくはFAX番号の公表はいたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。</p>
<p>■提出先</p>	<p>▽赤穂市市長公室企画政策課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話:0791-43-6867 FAX:0791-43-6822 メール:kikaku@city.ako.lg.jp</p> <p>▽備前市市長公室交通政策課 〒705-8602 備前市東片上126番地 電話:0869-64-1852 FAX:0869-64-3845 メール:bzkoutsuu@city.bizen.lg.jp</p> <p>▽上郡町企画広報課 〒678-1292 赤穂郡上郡町大持278番地 電話:0791-52-1112 FAX:0791-52-5172 メール:kikaku@town.kamigori.lg.jp</p>
<p>■問い合わせ先</p>	<p>東備西播定住自立圏域運賃協議会事務局(赤穂市市長公室企画政策課内) 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 電話:0791-43-6867 FAX:0791-43-6822 メール:kikaku@city.ako.lg.jp</p>

東備西播定住自立圏 圏域バス運賃の改定について

1. 概要

公共交通を取り巻く環境は、深刻な運転手不足による路線バスの廃止、減便、事業の撤退等が全国的に相次ぐ中、赤穂市内でも同様に、令和6年4月から路線バスの大幅な減便、一部路線の休止をせざるを得ない状況となっている。そのような中、今般策定した赤穂市地域公共交通計画では、路線バスとコミュニティバスの運用上の垣根をなくして、一体的な運用を図ることにより、公共交通を維持していく新たな仕組みとして、赤穂市内を運行する路線バスとコミュニティバスの運賃を200円に統一し、市民の足を維持確保することとしている。

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の料金体系は区間料金制が採用されており、圏域の市町によって異なっているが、今回の運賃改定により200円に統一し、併せて現在設定されていない各種割引制度を設定するほか、高い頻度でコミュニティバスを利用する方のために、定期券や回数券を導入する。

2. 改定の内容

1) 圏域バス「ていじゅうろう」の運賃の改定

現在、圏域バス「ていじゅうろう」の運賃は、備前市内は200円、赤穂市内・上郡町内は100円、市町域を越える場合は200円となっているが、これらの運賃を統一し、利用距離に関わらず200円均一とする。圏域内で走行するバスの運賃を統一し、どの地区からもバスを利用しやすい環境を構築する。

(ていじゅうろうの運賃変更の内容)

地域	変更前		変更後
備前市内	200円	➔	200円
赤穂市内	100円		
上郡町内	100円		
市町域を越えた場合	200円		

2) 定期券、各種割引券の新設

(1) 1日乗り放題券、定期券の新設

新たに「1日乗り放題券」と定期券を新設する。小学生については大人運賃の半額とする。

区分	大人 (中学生以上)	小学生
普通運賃	200円	100円
1日乗り放題券	500円	250円
1ヵ月定期券	5,000円	2,500円
3ヵ月定期券	14,200円	7,100円
6ヵ月定期券	27,000円	13,500円

(2) 各種割引の新設

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者及び運転経歴証明書所持者(65歳以上)については、普通運賃(1日乗り放題券、定期券を含む)の半額とする。

また、小学生未満(未就学児)については現行と同じく無料とする。

区分	身体障害者手帳所持者※	療育手帳所持者※	精神障害者保健福祉手帳所持者※	運転経歴証明書所持者(65歳以上)	小学生未満(未就学児)
普通運賃	100円				無料
1日乗り放題券	250円				
1ヵ月定期券	2,500円				
3ヵ月定期券	7,100円				
6ヵ月定期券	13,500円				

※介助者1名を含む

(3) 回数券の新設

100円券×11綴りの回数券(1,000円)を新設する。

3. 運賃改定時期(予定)

令和6年10月1日